
11・12世紀トスカーナ地方における 地代リストの作成と利用

西村 善 矢

〈名城大学〉

中世初期から12世紀にかけてのイタリアでは、所領経営にかかわるさまざまな種類の文書が作成され、利用されました。それは多くの場合、土地貸借文書や寄進状といった「私文書」のかたちで作成されましたが、これに加えてポリプティックをはじめ、従属者のリストや彼らが保有する土地財産のリスト、地代リスト（土地保有者と彼らの負担する地代のリスト）といった、より簡素な形式をもつものを含めた財産目録も作成されました。この2つの種類の文書、すなわち「私文書」と財産目録はそれぞれ異なる種類の書き手によって作成されています。つまり前者の作成は専門的な文書作成者であるノタリウスに委ねられましたが、後者は通常は所領経営の任務を帯びた聖職者や修道士が自ら作成しているのです。したがって、財産目録は私文書と比べて所領経営の担い手自身の文書実践をより直接的に伝えてくれる史料であるといえます。

本報告において、私は11・12世紀トスカーナ地方の聖職者や修道士が所領経営の道具としていかに地代リストを作成し、利用したかについて論じたいと思います。ここでは、さまざまな種類からなる財産目録のうち地代リストを取り上げます。そのわけは、ロベール・フォシエによって「地代帳 *censiers*」の一類型に分類された地代リストが、11・12世紀の地中海世界を代表する形態の財産目録であるからです¹。

トスカーナ地方では、今日まで伝来する文書が示すように、多くの教会や修道院が地代リストを作成しています。その例として、ルッカ司教座教会、シエナ司教座聖堂参事会、カマルドリ修道院、パッシニャーノ修道院、そしてモンテ・アミアータ修道院などを挙げることができます²。これらのうち、本報告ではシエナ

1 R. Fossier, *Polyptiques et censiers*, Turnhout 1978, pp. 40–41.

2 以下の注では、“f” は <http://archiviodistato.firenze.it/pergasfi/> にてアクセス可能なオンライン上の写真に付せられた番号を表す。ルッカ司教座教会：P. Guidi, E. Pellegrinetti (eds.), *Inventari del vescovato, della cattedrale e di altre chiese di Lucca* (= *Inventari del vescovato*), Rome 1921, nn. III, VII, IX; シエナ司教座聖堂参事会：A. Ghignoli (ed.), *Carte dell'Archivio di Stato di Siena. Opera Metropolitana (1000–1200)*, Siena 1994 (= *OM*), Appendice I, II-1, II-2, pp. 249–63; カマルドリ修道院：L. Schiaparelli, F. Baldasseroni (eds.), *Regesto di Camaldoli* (= *RC*), vol. 2, Rome 1909, nn. 724, 750; パッシニャーノ修道院：Archivio di Stato di Firenze (= *ASF*), Diplomatico, *Passignano*, sec. XI, n. 3 (f. 2902), sec. XI, n. 11 (f. 2910), sec. XI, n. 12 (f. 2911), sec. XII, n. 11 (f. 7532); *ASF*, Diplomatico, *Stroziane Uguccioni a quaderno*, sec. XII; モンテ・アミアータ修道院：W. Kurze (ed.), *Codex Diplomaticus Amiatinus. Urkundenbuch der Abtei S. Salvatore am Montamiata von den Anfängen bis zum Regierungsantritt Papst Innozenz' III. (736–1198)*, vol. 3/1, Tübingen 2004, Z 1–3, pp. 152–70. その他の地代リストは以下の宗教組織に伝来する。ピサ司教座教会：A. Ghignoli (ed.), *Carte dell'Archivio Arcivescovile di Pisa* [= *CAAP*], vol. 3, Pisa 2006, n. 163; ルッカ司教座聖堂参事会：P. Guidi, O. Parenti (eds.), *Regesto del Capitolo di Lucca*, vol. 3, Rome 1933, n. 1568; サン・サルヴァトーレ・デイ・セスト修道院：Archivio di Stato di Lucca (= *ASL*), *Recuperate*, sec. XII (ff. 16829, 16834); ルコ・デイ・ムジェッロ修道院：*ASF*, Diplomatico, *Luco di Mugello*, sec. XII (ff. 7512, 7514, 7516, 7517, 7518, 7520); コルティブオノ修道院：D. Luigi Pagliai (ed.), *Regesto di Coltibuono* (= *RColt.*), Rome 1909, nn. 515, 549; *ASF*, Diplomatico, *Coltibuono*, sec. XII (ff. 7503, 7508). 地代リストとならんで保有地リスト、保有者リスト、保有者と保有地を組み合わせたリスト、支だりリストなど、その他の種類の目録も伝来する。保有地リスト：*Inventari del vescovato*, n. VIII, pp. 30–31; *ASF*, Diplomatico, *Luco di Mugello*, sec. XII (f. 7513); *RColt.*, n. 537; *ASF*, Diplomatico, *Passignano*, sec. XII, n. 15 (f. 7536). 保有者リスト：*CAAP*, 1, n. 209; *ASF*, Diplomatico, *Coltibuono*, sec. XII (f. 7504). 保有者とその保有地のリスト：*Inventari del vescovato*, n. IV; *CAAP*, 3, n. 171; *ASF*, Diplomatico, *S. Maria della Badia*, sec. XI (ff. 2914–2915). 支だりリスト：*Inventari del vescovato*, n. V. (このリスト目録は網羅的ではない。)

聖堂参事会の地代リストとキアンティ丘陵地帯にあるサン・ミケーレ・ア・パッシニャーノ修道院の地代リストにともに焦点を合わせたいと思います。その理由は、この2つの宗教組織で作成された一連のリストが、地代リストに複数の類型があることを教えてくれるだけでなく、これに対応した所領経営に関する記録の作成と利用をめぐる2つの異なる方法、および態度を吟味することを可能にしてくれるからでもあります。

ここではまず、シエナ司教座聖堂参事会のリストを取り上げてみましょう。シエナ聖堂参事会で11・12世紀に作成された地代リストは、他の文書とともにアントネッラ・ギニョーリによって編纂の対象とされています³。この刊本には、3点の羊皮紙に記載された一連のリストが掲載されています⁴。このうち1点の羊皮紙は表裏ともにリストの記録で埋められており、またこの羊皮紙文書は後世になって別の文書1点と糸で縫い合わせられました⁵。ここでは史料編纂者にしたがって、それぞれテキスト I、テキスト II. 1、テキスト II. 2 recto ないし verso と呼びたいと思います（テキスト II. 1 と II. 2 が縫い合わされた文書です。英文版、図版 I 参照）。編纂者はこれらのテキストの年代を比定しています。それによると、テキスト I は1088年以降のある時点で作成されたのに対して、最後のテキスト群である II. 2 は遅くとも12世紀半ばまでには作成されたようです⁶。

テキスト I には、地代負担者の名前と負担額が列挙されています。テキスト I は以下のような書き出しで始まっています。

De Castello sl. IIII et dr. V; presbiter de Vico sl. II; Rolandus de Vico sl. III; Galunti de Caliano dr. V;/ filius Bruculi de Corzano dr. XII; Mencuzo de Corzano dr. IIII; Rolandus filius Bita/li cum sociis dr. VIII et armum unum et salutem unam [...]

「カステッロについて4ソリドゥス5デナリウス、ヴィコの司祭2ソリドゥス、ヴィコのロランドゥス3ソリドゥス、カリアーノのガルンティ5デナリウス、コルツァーノのブルクリの息子12デナリウス、コルツァーノのメンクツォ4デナリウス、ビターリの息子ロランドゥスは仲間たちとともに8デナリウスと武器1つ、そして贈り物1つを……」⁷

「カステッロ」の項目が示すように、貢租負担者の名前の一部は、負担者の居住する定住地、ないしは彼らの出身地の名称で置きかえられています。そして、ビターリの息子のロランドゥスの例にみられるように、一部の者は聖堂参事会へ貨幣地代に加えて「サルス（敬意を表す贈り物）」を差し出しています。このようにして、リストにはあわせて60組の貢租負担者の名前と10の定住地名が地代額とともに列挙されています（英文版、表1参照）。

テキスト II. 1 とテキスト II. 2 も同様な仕方で列挙されていますが、テキスト I との違いも指摘することができます。第一に、後者は単一のリストからなっていますが、前二者は複数の単位テキストから構成されています。つまり、テキスト II. 1 は2つの部分に分けられ⁸、またテキスト II. 2 の書かれた支持素材の表裏には、それぞれ10の単位テキスト（表側）と少なくとも8の単位テキスト（裏側）が記載されています。そして

3 OM.

4 OM, pp. 252–53 (I), 253–55 (II. 1), 255–63 (II. 2).

5 OM, p. 249.

6 OM, p. 250.

7 OM, p. 252.

8 2つの部分とは、地代リストと支出リストのことである。より厳密には、テキストの前半部分を構成する地代リストは、直線によって2つの部分に区分されている（図版 I および OM, II. 1 の編者による注参照）。しかしながら、2つのテキストいずれにも登場する人名や地名が見当たらないことをふまえるならば、これら2つの部分は単一のリストを構成しているようである。

表側の各単位テキストは直線や曲線で無造作に区切られています⁹。これらの単位テキストの長さはまちまちであり、数人の貢租負担者のリストから55人の負担者を列挙したリストまで幅があります。第二の相違点は、テキスト II. 1と II. 2が種類の異なるリストないし叙述を含んでいる点です。テキスト II. 1の一部は日常物資のための支出リストから構成されています。そこには、たとえば「参事会長の毛布5ソリドゥス半 *de copertuio prepositi sol. V et dimidium*」や「エビと魚について13デナリウス *de gambe et pisci d. XIII*」といった項目がならんでいます¹⁰。またテキスト II. 2には、「十分の一税 *decimatio*」にかんする断片的な記述や¹¹、「担保についてマルテッロは3ソリドゥス *De pignore Martello sol. III*」といったような、債務者の名前と本人が聖堂参事会に毎年支払うべき返済金あるいは利息の額についての項目がいくつか含まれています¹²。このような相違はあるものの、これら3点の羊皮紙が主として貨幣地代負担者の名前とその負担額を列挙するための支持素材として用いられたことには変わりありません。

それでは、これらの単位テキストは相互にどのように関係づけられるのでしょうか。ここで重要な点は、英文版の表1からも見てとれるように、多数の貢租負担者が複数の単位テキストにまたがって何度も登場するという事実です。たとえば、まず「ベリンゲリの息子たち *fili Beringeri*」であるベルナルドゥスとベリンゲリは、どちらか一方あるいは一緒に12デナリウスの貨幣地代を負担する借地人として、6点の単位テキストに登場します。実際に、1084年の借地契約文書では、彼らは聖堂参事会の司祭長ヨハネスに毎年12月、12デナリウスの年地代を支払うことを約束しています¹³。一方、ペトルス・ファステッロはその4年後に同じ司祭長から聖堂参事会に隣接する敷地を貸与されたとき、年地代として15デナリウスを毎年12月に支払うことを義務づけられています。このペトルスの名前は5点の単位テキストに記録され、次いで彼の息子であるアクツォ・ファステッロの名前が4点のリストに記載されていますが、いずれも負担額が15デナリウスとされています。これらの事例が示すように、単位テキストにくり返し登場する負担者の大部分は、つねに同一の額の貨幣地代を負っています¹⁴。しかし若干の例外もあります。たとえば、6点の単位テキストに登場するゲナのベルナルドという人物は、17デナリウス、16デナリウス、そして15デナリウスというように、リストによって異なる金額が記載されています¹⁵。しかも個々の単位テキスト間には、くり返し登場する負担者の場合を含めて、貢租負担者を列挙する順序についていかなる規則性も認めることはできないことを指摘しておかねばなりません。これらの事実を勘案するなら、シエナ聖堂参事会において産出されたこれらのテキストは、毎年作成されるべき一種の会計記録であったと想定するのが理に適っています。各リストに記載された金額は、おそらく実際に支払われた金額を表しているのでしょう。

一連のリストは聖堂参事会員自身によって作成されたようです。これらのテキストが、当時の修道院や聖堂参事会の「筆写室 *scriptorium*」で写本を製作するさいに用いられた書体であるカロリング小文字の一種で

9 羊皮紙 II. 1、II. 2の形態やレイアウトについては *OM*, p. 253参照。英文版図版 I も参照のこと。

10 *OM*, II. 1, II. 28-35. 引用箇所は、*OM*, II. 1, II. 32, 35.

11 *OM*, II. 2 v. (V).

12 *OM*, II. 2 r. (IV), l. 1. *OM*, II. 2 r. (I), II. 9-10: “*Martello de Monte Claro dn. VIII et III sol. de pigno*”; (III), II. 1-2: “*De pignore de medietate de masia dela Quercia sold. II et dnr. III*” も参照のこと。地代未納についての記述も見られる (*OM*, II. 2 r. (X): “*De Monte claro non abemus. De Colle non abemus [...]*”).

13 *Fili Beringeri*: *OM*, I, II. 1; II. 2 r. (II); (VI); (VIII). *Bernardo filius Beringeri*: *OM*, II. 2 v. (VII). 1084年の借地契約文書は *OM*, n. 27に収録されている。英文版、表1、35番も参照のこと。

14 ASF, Diplomatico, *Passignano*, 1088 luglio (f. 2288, cf. *OM*, n. 83, note). *Petrus Fastello*: *OM*, I, II. 1; II. 2 r. (II); (VI); (VII). *Actio f. Petri Fastelli*: *OM*, II. 2 r. (VIII); II. 2 v. (VI); (VII); (VIII). 表1、24番参照。

15 17 d.: *OM*, II. 1. 16 d.: *OM*, II. 2 r. (II); (VI). 15 d.: *OM*, II. 2 r. (VIII); II. 2 v. (VI); (VIII). この人物は、17デナリウスを支払うこととされているテキスト I の *Bernardinus* とおそらく同一人物であろう (表1、27番参照)。表1、4番、8番、31番、34番も参照のこと。

書かれているからです¹⁶。ギニョーリは（AからEまで）これらのリストを主として作成した5本の写字生の手を確認しています。それによると、それぞれの単位テキストの作成に何人かの手が関与しています¹⁷。テキストIの場合、一本の手が最初から67番目の地代負担者の項目まで書き続けています。次いで、他の手が残りの5名の負担者の名前を書き足しています¹⁸。こうして、たいていは2・3人の聖堂参事会員がグループになって、地代負担者の名前とその実際の納入額を、毎年めぐってくる12月の貢租徴収の機会に書き込む任務にあたったと推測することができます¹⁹。その機会には、貸付金の返済あるいは利息徴収もあわせて実施されたようです。

しばしば指摘されているように、毎年実施される収支のそろった体系的な会計帳簿の作成は、イタリアでは13・14世紀に出現し、普及しました²⁰。11・12世紀のシエナ聖堂参事会で作成された年次の会計記録は、形式、内容の双方においてきわめて簡素で混乱している点において、13世紀以降の記録とは異なっています。聖堂参事会のリストの書き込まれた支持素材が丹念に準備の施されたものではないことは、支持素材に標準的な規格やレイアウトが欠如し、罫線も引かれていないことからわかります²¹。丹念に準備が施されていない点は、テキストそのものについても当てはまります。個々のテキストには見出しもなければ、記録作成の動機についての記述もありません。十分の一税や貢租未納²²、金銭貸付、支出についての記述がこれらのテキストに何の脈絡もなく挿入されています。そして、それぞれの単位テキストを相互参照した痕跡もほとんどありません²³。このことは、毎年地代が実際に支払われたか、あるいはそれが不足なく支払われたかについて、シエナ聖堂参事会員がさほど関心を有していなかったことを物語ります。それにもかかわらず、聖堂参事会員はできるだけ頻繁に収入の記録を、そして度合いは低いものの支出の記録を残す必要性を自覚していたとはいええるでしょう。

私は別稿で、11世紀初頭に作成されたモンテ・アミアータ修道院の地代リストが会計記録としての用途を有していたことを論じました²⁴。しかし管見の限り、11・12世紀トスカーナ地方で作成された地代リストの大部分は、誰が地代を支払わねばならないか、地代負担者はいかなる種類の地代を、どれだけ負っているの

16 OM, pp. 132–33, 249 参照。

17 OM, p. 249.

18 編者による OM, I の注を参照。

19 シエナ聖堂参事会を貸主とする借地契約のほとんどにおいて、貨幣地代の納入時期が12月と規定されている (OM, nn. 1 (a. 1000), 11, 14, 15, 23, 27, 30, 39, 46, 47, 53, 59, 79, 86 (a. 1185))。最後の2点の借地契約では、地代納入日を「聖ステファノの祝祭日に *in festo sancti Stefani*」、すなわち12月26日と定めている。12月以外に地代納入月を定めているのは、2月を支払い月とする1点のみである (OM, n. 19)。

20 P. Cammarosano, *Italia medievale. Struttura e geografia delle fonti scritte*, Rome 1991, pp. 174–76, 227–31, 277–79; *Le campagne friulane nel tardo medioevo. Un'analisi dei registri di censi dei grandi proprietari fondiari*, ed. P. Cammarosano, Udine 1985, p. 5; C. Wickham, *Framing the Early Middle Ages. Europe and the Mediterranean, 400–800*, Oxford 2005, pp. 265–68.

21 テキストIの支持素材である羊皮紙はほぼ長方形の形状であり、19×20cmの規格であるのに対して、テキストIIの書かれた羊皮紙 (33×14cm) は幾分変形した長方形、テキストII.2の羊皮紙 (52×28cm) は台形である。テキストII.1とII.2については、英文版の写真1参照。

22 前掲注12参照。

23 テキストIにのみ相互参照の痕跡を見とることができる。テキストIの2人の書き手のうちの1人は「:」の印を地代納入者の名前の上に付したと思われる。納入者のうち6人のみにこの印が欠如している (英文版表1、7番、37番、57番、60番、65番、66番)。この印の施された理由を想定するのは困難であるが、これらの記号が地代を納入したか否かを知るために使われた可能性がある。実際に、「:」印の欠如する6人の誰一人として他の単位テキストにその名前を見いだすことはできない。彼らはリストをチェックした時点で地代を未納していたと思われる。

24 Y. Nishimura, “The Transformation of Documentation Practices at the Monastery of San Salvatore at Monte Amiata in the Tenth and Eleventh Centuries: From *Libelli* to List of Rents”, in *Genesis of Historical Text and Map: Text / Context 2*, (21st Century COE Program, Studies for the Integrated Text Science. Proceedings of the Tenth International Conference, 17 November 2006), ed. S. Sato, Nagoya 2007, pp. 31–38.

かといったことを特定するために作成された地代目録です。パッシニャーノ修道院で書かれたリストもこの種類の目録に分類することができます。ヴァッロンブローザ系のこの修道院からは、11・12世紀にさかのぼり、現在は国立フィレンツェ古文書館に保管されている地代帳が少なくとも5点伝来しています²⁵。ここでは、私はいずれも12世紀に作成されたリスト3点を取り扱いたいと思います。この3点のうち2点はそれぞれ単葉の羊皮紙に書かれていますが、「真正文書 *exemplar*」というタイトルを有するこのうちの1点は、オリジナルの文書と同時代のものと思われる。また3点目の目録は折丁の体裁をとっています²⁶。これら3点の目録を選んだ理由は、これらのリストが地代目録の作成過程、およびこの目録の利用をめぐる修道士の姿勢を知るための手がかりを与えてくれるからです。

「真正文書 *Exemplar*」から取り上げることにはまいりましょう²⁷。便宜上、この文書を「リスト B」と呼びます。トスカーナ地方の地代目録によくみられるように²⁸、このテキストもまた「覚書き *breve recordationis*」の文言ではじまる、以下のような導入的な叙述を有しています。「モンテフィカッレのカストルムの16分の15、このブルグスの12分の11、そして山の斜面8分の1に関する、パッシニャーノのサン・ミケーレ修道院に帰属する獲得財産、地代、物的援助についての覚書き (*Breve recordationis de aq(ui)sitionib(us) et pensionib(us) et adiutoriis quas (sic) eccl(esia)e et monasterii Sancti Michaelis de Passignano de sedeci(m) partib(us) de castro de Monte Ficalli et de partib(us) duodeci(m) de burgo et de pendicibus unam de octo...*)」。この覚書きの作者によると、財産とそれに付随する権利は、ある在地の貴族家系の所有下にあったのですが、それがこの家系の成員であるペリツィーノとベンノによる譲渡行為によって修道院の所有となりました²⁹。

この導入的な叙述につづいて、修道院の東方約4キロの地点にあるモンテフィカッレ（今日のモンテフィオラッレ）の「所領 *curia*」において地代支払いを義務づけられた14人の土地保有農民のリストが以下のように列挙されます。

Rufus fab(er) de Mo(n)te Gu(n)zi debet da(r)e denarios octo et i(n) t(er)tio / anno p(ro) adiutorio sex denarios; Orlandus / de Monte Pogni denarios duodeci(m) et uno / pane; Ubertin(us) de Mo(n)te Gu(n)zi duos denarios / p(ro) pensione et tres p(ro) adiutorio [...]

「モンテゴンツィの鍛冶ルフスは8デナリウス、および3年ごとに援助（アドイウトリウム）として6デナリウスを支払わなければならない。モンテポニーノのオルランドゥスは12デナリウスとパン1個。モンテゴンツィのウベルティヌスは地代として2デナリウス、援助として3デナリウス、……」

ここに記載された者はすべて貨幣貢祖の支払いを義務づけられていますが、彼らの多くは「援助

25 前掲注2参照。中世におけるパッシニャーノ修道院については、W. Kurze, “Passignano. Il materiale archivistico — Le origini — Il collegamento con Giovanni Gualberto”, in *Badia a Passignano. Un monastero vallombrosano e la sua storia*, Convegno di Studi nella Badia a Passignano, 3 ottobre 1998, ed. in *Il Chianti. storia arte cultura territorio*, 23 (2004), pp. 11–28 (now in W. Kurze, *Scritti di storia toscana. Aspetti territoriali, diocesi, monasteri dai longobardi all’età comunale*, ed. M. Marrocchi, Pistoia 2008, pp. 297–317) の他、*Passignano in Val di Pesa. Un monastero e la sua storia*, I, ed. P. Pirillo, Florence 2009 に収録された諸論考を参照。パッシニャーノ文書を大いに活用している以下の2つの古典的な研究も参照のこと。J. Plesner, *L’émigration de la campagne à la ville libre de Florence au XIII^e siècle*, Copenhagen 1934; E. Conti, *La formazione della struttura agraria moderna nel contado fiorentino*, I: *Le campagne nell’età precomunale*, Rome 1965.

26 ASF, Diplomatico, *Passignano*, sec. XI, nn. 3 (f. 2902), 12 (f. 2911); ASF, Diplomatico, *Stroziane Ugucioni a quaderno*, sec. XII.

27 ASF, Diplomatico, *Passignano*, sec. XI, n. 12 (f. 2911).

28 *Inventari del vescovato*, n. 4; ASL, *Recuperate*, sec. XII, f. 16829; *CAAP* 1, n. 209; *CAAP* 3, nn. 163, 171; ASF, Diplomatico, *Passignano*, sec. XI, n. 11 (f. 2910); ASF, Diplomatico, *Luco di Mugello*, sec. XII, 2^o (f. 7513), 5^o (f. 7516), 6^o (f. 7517), 7^o (f. 7518); *RC*, n. 724. *Inventari del vescovato*, n. 3 (“*Breve memoratoria*”); *RC*, n. 750 (“*Breve*”) も参照のこと。リストを含まさまざまな種類の文書を指示する ‘*breve*’ については、A. Bartoli Langeli, “*Sui ‘brevi’ italiani altomedievali*”, *Bullettino dell’Istituto storico italiano per il Medio Evo e Archivio Muratoriano*, 105 (2003), pp. 1–23 参照。

29 ASF, Diplomatico, *Passignano*, sec. XI, n. 12 (f. 2911), ll. 6–11: “[*H*]ic / est tota(m) parte(m) quas fuit de Cascisis et in curia de p(re) dicto castro et in curiis de Minazano et de Monte Gu(n)zi et in o(mn)i(b(us) locis ubicu(m)q(ue) infra ia(m)dictas curias / invenit(ur), parte(m) Berzini ia(m)dictu(m) / monasteriu(m) habuit p(ro) offerione ea / que fuer(it) Benni p(ro) emptione; ...”

adiutorium」やパンの提供義務も負っています。「adiutorium」とは11世紀末にトスカーナ地方に導入された付加的な地代のことですが、これは貨幣地代か現物地代のかたちで3年に1度徴収されたようです³⁰。

パッシニャーノ修道院に伝来する2点の証書が示すところによりますと、この写しの原本は1122年かそれよりもう少しのちに作成されたようです。1122年3月にベンノとその妻ギスラ、そして彼女の母エルミンガルドが「ミラチアーナとモンテ・フィカッリの所領、カストルム、領主支配圏 *curte et castro et destructo (sic) de Milatiana et Monte Ficalli*」に帰属する財産のうちの持ち分を売却しています。またその3年前には、ベリツィーノとその妻ベルタが同一の財産のうちの彼らの持ち分を寄進しています³¹。

パッシニャーノの修道士たちは土地や権利を獲得するたびごとに、地代目録を作成する必要性を自覚していたようです。こうして彼らはそれ自体複数のリストからなる新たな形式のリストを作成するようになりました。前述の写しの地代リスト原本の作成からややのちに書かれたと目される第二の地代リストは、この種の目録に属します（便宜上、この目録を「リストC」と呼びます）³²。羊皮紙表側についてこのリストが4つの部分に区分されていることは、「セクション (§)」の識別符号が使われていたり、数文字分の空欄が施されていることなどから知ることができます。そして最初の部分には、前述の写し（リストB）の地代リストに記載されていたのと同じ14人の名前が同じ配列順序で記載されています。

しかしながら、リストBとリストCのあいだには相違も2点認められます。第一に、この複合型リストCはいかなる導入的な叙述もなく、冒頭から借地人とその義務を列挙しています。第二に、借地人が負担する地代額や地代の種類は「覚書き *breve recordationis*」に見いだされるそれとはしばしば異なっています（英文版、表2参照）。たとえば、リストBではモンテポニーノのオルランドゥス（2番）は貨幣地代12デナリウスのほかパン1個を負っていますが、リストCでは2倍の量の貨幣地代、4倍の量のパンを提供するだけでなく、新たに2つがいの鶏を提供する義務をも負っています。また、プツォのゲラルドゥス（8番）はリストBでは貨幣地代6デナリウスとパン3個支払うこととされていますが、リストCでは地代8デナリウスとパン3個のほか、ブドウ酒1樽をも負担しています。

地代の量と種類をめぐるこのような齟齬のすべてを、覚書きを筆者した人物による単なる書き誤りだとか、リストCの書き手による書き誤りの訂正に帰するのは正しくありません。むしろこれらの相違の多くはおそらくリストCの作成者による借地人の義務にかんする情報の更新に由来するものと思われる。実際に、このリストでは、7人分の貢租負担者の名前と負担内容が線を引かれるかたちで削除されています³³。この削除は当該借地人が死亡など、何らかの理由で修道院に対する負担を負わなくなったことを示しています。リストを現状にあわせたものにしようとするために、ローマ数字を削除したり加筆したりする方法も用いられました。たとえば、「聖クリスコの教区司祭 *plebanus de sancto Crisco*」の負う地代額は当初「10デナリウス X d.」と記されていたのですが、のちに「X」の字の左右にそれぞれ「X」と「V」が付け加えられて、数字が「10 X」から「25 XXV」に訂正されています。さらに、上の余白部分に「そしてパン1個を *et I pane (m)*」とい

30 *Adiutorium* については、M. E. Cortese, *Signori, castelli, città. L'aristocrazia del territorio fiorentino tra X e XII secolo*, Florence 2007, pp. 186–87; S. M. Collavini, “I poteri signorili nell’area di San Michele di Passignano (secc. XI–XII)”, in *Passignano in Val di Pesa* (n. 25 above), p. 190 参照。ASF, Diplomatico, *Passignano*, sec. XI, n. 12 (f. 2911), II. 11–15 も参照 (“*et de ia(m)dic/tis t(er)ris et vineis et reb(us) est pensioe / in o(mn)i anno solidos tres et in t(er)tio anno su(n)t / p(ro) adiutorio quatuor solidos et denarios no/ve(m).*”)

31 ASF, Diplomatico, *Passignano*, 1122 marzo 4 (f. 3760); 1119 novembre 15 (f. 3686)。Cortese, *Signori, castelli, città* (n. 30 above), p. 168, n. 57 および Collavini, “I poteri signorili” (n. 30 above), pp. 189–90 参照。

32 ASF, Diplomatico, *Passignano*, sec XI, n. 3 (f. 2902)。

33 “*Ruffus de Pagio ...*” (table 2, n. 6), “*Pellicione de Milazana ...*” (n. 7), “*Stacciafarina ...*” (n. 9), “*Guituncinus de ripa Mortoia ...*” (n. 10), “*Gerardus de Lato ...*”, “*Plebanus de Sancto Eriseo ...*”, “*Petrus filius Mart*”。

う文言が付加されています³⁴。リストを更新したことを示す痕跡は、羊皮紙裏面に書かれたテキストにも見とれます。裏面の最上部には、表側のテキストを書いた手とは異なる第二の手が2名分の地代負担者の名前と地代額を記載しているのに対して、裏面の下部には、第三の手が賦役労働を負う6つの保有農民グループを次のように列挙しています。

§ *Iste su(n)t op(er)e de curia de Sillano. Casa del Fabro da Lato XXXVI op(er)e man(uales) et II op(er)e bov(es); Casa de I(n)crassabichi XXXVI op(er)e man(uales) et II op(er)e bov(es) [...]*

「§ 以下はシッラーノ所領にかかわる賦役である。ラートのファブロの家、手賦役36と牛耕賦役2、インクラッサビキの家、手賦役36と牛耕賦役2……」

この賦役労働者のリストには、羊皮紙表側に書かれたリストに挙げられた貢祖負担者3名が含まれています。そのうちの一人であるインクラッシビキの息子ヤネッリーノは、表側のリストでは貨幣地代と贈り物を負っていますが、裏側のリストでは修道院の2キロ南東に位置するシッラーノ所領で年36日の賦役労働を課せられています³⁵。

それ自体複数のリストからなる複合型リスト（リストC）の産出、およびかかる記録の見直しにパッシニャーノ修道士が注いだ多大な労力は、12世紀における修道院の所領経営の分野での文書実践を特徴づけています。そしてこの状況は、12世紀後半の修道院で作成された冊子ないし折丁において頂点に達しました（英文版、図版II参照）³⁶。この地代目録を検討したエリオ・コンティによると、テキストの主要部分は1160年代から70年代にかけて作成されました³⁷。この目録の書かれた折丁は3枚のピフォリオからなり、これが真ん中で折られて糸で綴じられています（12ページ分）。コンティが指摘するように、折丁の最初と最後のページを構成していたはずの第4のピフォリオは、今日失われてしまったようです³⁸。パッシニャーノ修道士は目録用のこの支持素材を几帳面に用意しました。まさに目録の形式として折丁を選んだこと自体、そして羊皮紙に罫線が規則的に引かれたことがこの側面をよく表しています。

この罫線は目録の参照を容易にしようとする修道士の努力をも表現しています。この点についてさらなる工夫の痕跡を見いだすことができます。テキスト本文は1行おきにかかれ、「§（セクション）」記号などの特徴的な符号や文字、ないし「大型の文字 *litterae notabiliores*」がセクションの転換を示す印として用いられました。このうち特徴的な文字は見出しで使用されています。たとえば、大型の大文字で「カステッロ・ルプトのマンズ *Massa de Castello Rupto*」(f. 1 r.) や、赤インクを用いて書かれた「これはパンツァノ所領の地代 *Ista est pensio de curte de Panzano*」(f. 4 v.) がこれにあたります。

これらの特徴的な記号や文字は、地代帳の更新を容易にするのに寄与したと考えるのが自然です。事実、目録は修道士による内容の見直しを示す痕跡で満ちています³⁹。第一に（写本 fol. 1 r の写真から見てとれるように）、「手（賦役）2 (II manuales)」や「そして牛耕賦役3と手 [賦役] 9 (et III opera de bovis et VIII manuales)」などといった文言が、テキスト本文を書いた手によってであれ、その他の後世の手によってで

34 表2、11番参照。もう一つの事例は、Monteponino の Orlandus の例である（表2、2番）。リストによると彼は「2ソリドゥスとパン4個と鶏2つがい *II s(olidos) et IIII pane(s) et duo parium pulli*」を負っているとされたが、いくつかの数字ないし文字を削除したあとに「II s.」、「-III」、*duo*」が付加されている。

35 “*Ianellino filius Incrassabichi XII denarios et una obia*”. 羊皮紙裏側にはさらに2人の賦役負担者の名前（*Piero Blancho et Gianni Bonizi*）の名前が挙げられているが、それぞれ表側の“*Petrus Blanchus*”と“*Iohannis filius Bonizi*”に対応する。

36 ASF, Diplomatico, *Stroziane Uguccioni a quaderno*, sec. XII. Conti, *La formazione* (n. 25 abobe), Rome 1965, pp. 277-82も参照。コンティは簡略な目録の形式でこのリストの一部を公刊している。筆者は写本の読解と解釈について多大なるご助力をいただいたアントネッラ・ギニョーリ教授に感謝申し上げたい。

37 *Ibid.*, p. 278.

38 *Ibid.*, pp. 277-78.

39 ここでは包括的な指摘をいくつかするにとどめる。この写本については、ギニョーリ教授と筆者の共同研究に基づく論考にて詳しく扱いたい。

あれ、行間に多数挿入されています⁴⁰。こうした文言の書き加えの多くは賦役労働に関するものです⁴¹。時として、借地人の名前とその義務についての文が行間の余白やページの下部の余白に書き込まれました⁴²。第二に、地代の額や賦役の量について相当の箇所が、後世の手によって数字を削り取ったり書き加えたりする仕方で、訂正ないし更新されました⁴³。第三に、一部の借地人と当該人物の負う義務が、後世の手で線引きや点描によって削除されました⁴⁴。これらの見直し部分については、本体のテキストと同様にカロリング小文字で書かれているものが比較的多いのですが、なかにはゴシック風の小文字体で書かれたとおぼしき箇所もあります⁴⁵。したがって、このテキストからは少なくとも3つの層を確認することができます。第一の層は、テキストの主要部分であり、第二の層は、この主要部分と同じ手で書かれた見直しや書き加えの箇所、ならびにカロリング小文字による他の手による見直しや書き加えの箇所にあたります。そして第三の層は、ゴシック体で書かれた見直しや追加の箇所です。この写本には緻密で詳細なさらなる調査が必要ですが、ここではさしあたりこの地代帳が目録としての機能を有しており、所領経営にかんする記録を保持し、必要に応じて現状にあわせるかたちでその記録を更新するために、修道士によってくり返し参照されたと結論づけることができます。

シエナ聖堂参事会で書かれたリストとパッシニャーノ修道院で作成されたリストは、この種の文書の2つの異なる類型、つまり会計記録と地代目録を代表しています。確かに、モンテ・アマータ修道院で作成されたリストについて私がすでに論じたように、会計記録として作成されたリストはときとして別の用途、つまり参照すべき目録としての役割をも同時にもちうるものでした⁴⁶。だからといって、少なくとも地代リスト作成の最初の段階では、それが2つの目的のうちのどちらか一方を主に念頭において書かれたことには変わりありません。たとえば、シエナ聖堂参事会員は後から参照する意図も、おそらく文書を保存する意図も当初はさほどなく、年ごとの会計文書を作成することを選択しました。その一方で、パッシニャーノ修道士は何度も参照し、更新すべき目録を作成することのほうを好みました。

それでは、シエナ聖堂参事会員とパッシニャーノ修道士は、財産管理の手段として地代リストを作成する任務を帯びたとき、なぜこのようにお互いに異なる態度をとり、そして異なる選択をしたのでしょうか。この選択を単一の要因に還元することは困難ですが、この選択を条件づけた重要な要因のひとつをあげることはできます。それは地代形態にあります。エリオ・コンティやクリス・ウィッカムなどの歴史家によると、ルッカ地方やアマータ地方などトスカーナ地方の一部地域では、中世初期的な二分制所領の解体に応じて賦役労働が10世紀までに消滅し、文書契約を結んだ借地人と世襲的な負担を負う保有農民のいずれもが貨幣地代のみを負うようになりました。これに対して、所領を構成する領主直領地が断片化しながらも残存したキアンティ地方やカゼンティーノ地方では、賦役労働をはじめとする伝統的な形態の地代が11・12世紀を

40 “*II man(uales)*”: fol. 1r, l. 1; “*et III op(er)ia de bovis et VIII man(uales)*”: fol. 1v, ll. 9–10. 他の手による加筆の事例を挙げるならば、“*I de bovis III man(uales)*”: fol. 1r, l. 7.

41 この点についてはすでにコンティが指摘している。Conti, *La formazione* (n. 25 above), p. 278.

42 たとえば、“*De Maciala, Rolandin(us) fili(us) Calcietti VIII d(enarios)*”という文言が fol. 1v. に後から付加されている。

43 一例を挙げるなら、“*VIII man(uales)*” (fol. 1r, l. 4) という加筆部分のうち “*-III*” が、数文字の削除後に付加されている。

44 たとえば、“*Petrus Scarpellus VI d(enarios), I ob(liam), I de bovis*” (fol. 2v, ll. 10–11) の箇所が直線で抹消され、“*Ioh(anne)s fili(us) Pet(r)i de T(er)mine IIII d(enarios)*” (fol. 3v, ll. 4–5) の箇所が点線により削除されている。

45 ゴシック書体の手による加筆の例として、“*Filii Ioh(ann)is fabri X d(enarios), III pan(es) et par(ium) gall(inam) et in alia parte de I petia t(er)re po(s)ita i(n) Cintoia et alia iuxta area(m) Sinibaldi, XVIII d(enarios) et III pan(es)*” (fol. 1v, 11行目と12行目の間) が挙げられる。同一写本内に異なる書体で使用されている点についてのギニョーリ教授の指摘に感謝したい。

46 Nishimura, “The Transformation of Documentation Practices” (n. 24 above), p. 33.

通して残存します⁴⁷。中部キアンティ丘陵地帯に立地するパッシニャーノ修道院も、当該地域の伝統的な地代形態に従いました。他方、シエナ聖堂参事会に伝来する文書、とりわけ地代リストおよび借地契約文書から判断するかぎり、シエナとその周辺部では11・12世紀には地代形態が貨幣貢租に一元化しています⁴⁸。地代形態の違いがそのまま財産管理のための記録形態の選択を規定するのでないことはいまでもありませんが、領主が会計文書か地代目録のいずれを作成するかを決めるうえで、それが重要な判断要素のひとつになったと思われる。

シエナ聖堂参事会の事例についていえば、当参事会が当時貨幣経済の著しく発展しつつあった都市のひとつであるシエナ市内に立地していたことも考慮に入れる必要があります。実際に、断片的な支出一覧が雄弁に物語るように、シエナ聖堂参事会は時の経過とともにますます増大していく貨幣需要の圧力にさらされてきました。こうした事情が、会計記録の作成によって参事会に帰属する貨幣収入、さらには支出の動きを明確化しようとする参事会員たちの志向を生み出していったのです。もっとも参事会員は、地代未納者から滞納分を取り立てるなど、収入管理の強化をめざす手段として、会計記録を活用するには至らなかったようです。

シエナ聖堂参事会が、新たなテキストを産出しつづけることを通して貨幣徴収業務をスムーズに行おうとしたのに対して、パッシニャーノ修道院は、ひとつのテキストにたえず改変の手を施すことにより所領経営を実践しました。地代形態が貨幣地代に一元化されている場合、地代徴収業務は年一回の機会です足りました。ところが、個々の保有農民がさまざまな種類の負担を負っている場合、地代徴収業務はより複雑になります。この場合領主にとって必要なのは、むしろ誰がいかなる種類の地代をどれだけ負担しているかをたえず把握しておくことでした。パッシニャーノ修道院による地代徴収業務を複雑にさせたもうひとつの要因は、農民経営単位であるマンズの解体です。コンティがパッシニャーノ修道院近郊のポツジャルヴェント地域について明らかにしているように、11・12世紀のキアンティ丘陵地帯では所有形態がきわめて断片化し、農民経営単位もまたマンズの解体にともなって多数の地片の寄せ集めに化していくという状況を呈しました。そしてこの地域では、土地所有者間でこれらの断片的な地片が頻繁に取引されるようになります⁴⁹。かくして、土地保有農民の経営するこれらの地片の土地所有者による譲渡が常態化していきました。パッシニャーノ修道院はこのような仕方によって近隣の土地所有者から土地財産およびこれに付随する諸権利を蓄積していきました⁵⁰。このことは、修道院の保有農民の側からみれば、彼らが時とともにますます重い負担を修道院に対して義務づけられていくことを意味します。修道院が土地を蓄積していく過程で、所領、とくに領主直領地を再編して賦役労働を新たに従属農民に課していった可能性があることも指摘しておきましょう。情報を更新するのに適した形態を有する目録は、これらの目的を追求するうえで有益であったにちがいません。

47 Conti, *La formazione* (n. 25 above), pp. 125–33; C. Wickham, *The Mountains and the City. The Tuscan Apennines in the Early Middle Ages*, Oxford 1988, pp. 68–89, 221–31; P. Jones, “An Italian Estate, 900–1200”, *Economic History Review*, 2 ser., 7 (1954), pp. 30–31. モンテ・アマータ地方でも賦役労働が900年頃に消滅している。この点については、Nishimura, “The Transformation of Documentation Practices” (n. 24 above), pp. 35–37参照。

48 1180年代にいたるまでの11・12世紀に作成されたシエナ聖堂参事会の借地契約文書では、いずれも借地人に貨幣地代のみを義務づけている (OM, nn. 1, 11, 14, 15, 19, 23, 27, 30, 39, 46, 47, 53, 57, 59, 79, 86. See also OM, n. 68)。聖堂参事会員はシエナ地方の他の領主と同様に、12世紀末にはじめて保有農民から貨幣の代わりに小麦などの現物で地代を要求するようになった (OM, nn. 100 (a. 1196), 103)。シエナ地方における負担形態の貨幣地代から現物地代への転換については、P. Cammarosano, *La famiglia dei Berardenghi. Contributo alla storia della società senese nei secoli XI–XIII*, Spoleto 1974, pp. 50–54参照。

49 Conti, *La formazione* (n. 25 above), pp. 133–43, 182–88. 同様のパターンは、隣接するシエナ地方北東部 (Cammarosano, *La famiglia dei Berardenghi* (n. 48 above), pp. 34–43)、およびカゼンティエーノ地方 (Wickham, *The Mountains and the City* (n. 47 above), pp. 231–37) にもみられる。

50 パッシニャーノ修道院が隣接するポツジャルヴェント地域にて12世紀を通じて土地財産を蓄積していったことについては、Conti, *La formazione* (n. 25 above), pp. 265–73に列挙された文書一覧参照。

シモーネ・コッラヴィーニによれば、パッシニャーノ修道院は12世紀を通じて、領主支配を確立するために自ら武装従者を抱え、彼らをとおして暴力をも行使しています。トンマーゾ・カシーニは、こうした修道院のあり方を『『戦闘的な』修道院』とすら呼んでいます⁵¹。パッシニャーノ修道院はおそらく、農民統制を強化するもうひとつの武器として、改変することの容易なテキストを活用したと思われる。

最後に、以下の2点を指摘して本報告を締め括りたいと思います。それは、2種類の地代リストのあいだの関係、そして俗人による地代リストの利用をめぐる点についてです。私たちは中世イタリアの所領管理文書について次のような図式を思い浮かべるかもしれません。すなわち、地代リストから会計記録への発展という進化論的な図式です。しかし、11・12世紀トスカーナ地方の財産管理記録によるかぎり、キアンティ地方のように土地所有形態がきわめて断片化し、賦役労働を含めて多様な地代形態の残存する地域では、継続的に産出されつづける会計記録よりも可変性に富んだ地代帳の方が、当時の所領経営様式に適した記録形態であったという点に留意すべきです。

俗人の文書実践については、俗人の関わるこの種の文書がほとんど伝来していないこともあり、再構成することは困難です。しかし、教会人や修道士のみが所領経営の手段としての地代リストを産出していたのではありません。俗人もまたこの種のテキストを利用していたのです。実際に、アルノ川上流域にあるペルニナのカストルムに関して、この城を支配する俗人領主に対して領民が負った賦役や地代のリストである12世紀初頭の「覚書き *breve recordationis*」が伝来しています⁵²。11・12世紀のトスカーナ地方では、地代リストは聖俗の垣根を越えて存在する豊穰な文字文化の一部を構成していました。そして、一見すると無味乾燥な名前と数字の羅列でしかない地代リストは、豊かで複雑な独自の世界を形づくっていたのです。

51 Collavini, “I poteri signorili” (n. 30 above), pp. 192–93, 195; T. Casini, “L’abate e gli *homines* di Poggialvento (secc. XII e XIII)”, in *Passignano in Val di Pesa* (n. 25 above), pp. 206–13. (引用箇所は、第一節のタイトル “monastero ‘guerriero’” (p. 206) による)

52 このテキストは、C. Fabbri, *Statuti e riforme del comune di Terranuova (1487–1675). Una comunità del contado fiorentino attraverso le sue istituzioni*, Florence 1989, n. 2, pp. 344–46で活字になっている。以下に挙げる論考には、この覚書きに関する有益な指摘が含まれる。E. M. Cortese, “L’incastellamento nel territorio di Arezzo (secoli X–XII)”, in *Castelli. Storia e archeologia del potere nella Toscana medievale*, 1, eds. R. Francovich, M. Ginatempo, Florence 2000, p. 102; Ead., *Signori, castelli, città* (n. 30 above), p. 187–88; and S. Carocci, “Il lessico del prelievo signorile: una nota sulle fonti italiane”, *Annali del Dipartimento di Storia. Università di Roma, Tor Vergata*, 3 (2007), pp. 2–3.